

令和3年度各務原市職員採用試験要綱 技能労務職

(令和4年4月1日採用予定)

今まで培った技術や経験を活かし、各務原市が掲げる「しあわせを実感できるまち」を目指して積極的に取り組む意欲のある方の申込みを待っています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

- 試験当日は、自宅等で体温を測ってきてください。
- 発熱等がある方は、受験を控えていただくようお願いいたします。
- マスクを準備し、着用の上で来場してください。

1 募集職種・採用予定人員・受験資格・職務内容

職種	採用予定人員	受験資格	職務内容
技能労務職	若干人	昭和57年4月2日以降に生まれた方	上水道に関わるもの(※) ※具体的な業務内容：水道管の漏水修繕(重機・ダンプトラックの運転、人力掘削・埋戻等)、工事の現場立会、水道管の漏水調査等

※ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 次に掲げる事項のいずれか(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)に該当する方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。

2 受験申込手続

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課(本庁舎3階) 〒504-8555 各務原市那加味町1丁目69番地
提出書類	「令和3年度各務原市職員採用試験受験申込書」及び「令和3年度各務原市職員採用試験受験票」(以下、「申込書」及び「受験票」。)
申込方法	所定の申込書及び受験票にボールペン(消えるペンは不可)で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。 1 窓口を持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。

	<p>2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書し、簡易書留又は書留にて送付ください。 ※郵送で申し込む場合は、受験票返送のため、84円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒（長形3号）を必ず同封してください。</p>
受付期間	<p>1 窓口受付の場合 令和3年12月20日(月)～令和4年1月13日(木) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日～1月3日は閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。)</p> <p>2 郵送受付の場合 令和3年12月20日(月)～令和4年1月12日(水) 必着 (1月13日以降に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)</p>
備考	<p>※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。 ※受験に際しての提出書類は返却しません。 ※身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込書の「その他伝えたいこと」欄にその旨を記載してください。</p>

3 試験の日程・場所

試験	職種	試験科目	日程	試験会場
第1次	技能労務職	書類審査 適性検査 集団面接	令和4年1月23日(日)	各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町2丁目186番地) ※変更になる場合があります。
第2次	技能労務職	面接試験	令和4年2月上旬から中旬	各務原市産業文化センター

※試験中の携帯電話、スマートフォン等通信機器の使用は禁止します（試験中は電源をお切りください。）。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※試験会場の建物内は禁煙です。

4 試験の方法・内容

試験	職種	試験科目	時間	内容
第1次	技能労務職	書類審査	—	提出された書類等による審査
		適性検査	1時間	公務員としての適性を判断する検査
		集団面接試験		集団面接による人物・性格等の総合判断
第2次	技能労務職	面接試験		面接による人物・性格等の総合判断

5 合格発表

試験	発表時期（予定）	発表場所
第1次	令和4年1月下旬から2月上旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。 合格者のみ郵送で通知します。
第2次	令和4年2月中旬から下旬	

6 採用の方法

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。

7 待遇

- ① 初任給（令和3年4月1日現在）は、162,122円（地域手当を含む。）です。経歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日につき7時間45分、原則として週38時間45分です。（勤務先により、異なることがあります。）

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450《直通》

（058）383-1111《代表》 内線 2133、2134

- ◆各務原市役所ウェブサイト (<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) から申込書等を取り出すことができます。